

毒物劇物販売業者の手引き

東京都北区保健所

目次

1. 毒物劇物販売業の登録について		4. 営業開始後の管理	
(1) 概要	P. 1	(1) 譲渡手続き	P. 5
(2) 登録の種類	P. 1	(2) MSDS	P. 6
2. 登録の要件		(3) 危害防止規定	P. 6
(1) 構造設備の要件	P. 2	(4) 在庫管理	P. 7
(2) 人の要件	P. 2	(5) 設備の定期点検	P. 7
3. 申請・各種届出		(6) 盗難防止	P. 7
(1) 新規申請	P. 3	(7) 毒物又は劇物の廃棄について	P. 7
(2) 更新申請	P. 3	危害防止規定(例示1)	P. 8
(3) 変更届	P. 3	毒物劇物管理簿(例示2)	P. 9
(4) 廃止届	P. 3	点検表(例示3)	P. 9
(5) 登録後に変更があった 場合の手続きについて	P. 4	表示サンプル	P. 10

※用語の説明

法	毒物及び劇物取締法
指定令	毒物及び劇物指定令
施行令	毒物及び劇物取締法施行令
施行規則	毒物及び劇物取締法施行規則

1. 毒物劇物販売業の登録について

(1) 概要 (法第3条第3項、第4条)

毒物又は劇物を販売、授与するためには、毒物劇物販売業の登録を受けなければなりません。伝票上の取引のみの場合や金銭のやりとりが無い場合でも、登録が必要です。

また、販売、授与を目的として、毒物や劇物を貯蔵、運搬、陳列する場合も同様です。

販売業の登録は、**店舗ごと**にその店舗の所在地の都道府県知事(保健所を設置する市の場合には市長、特別区は区長)が行います。

登録の有効期間は**6年間**です。

(2) 登録の種類 (法第4条の2、3)

1. 一般販売業：すべての毒物劇物の販売・授与ができます。
2. 農業用品目販売業：農業上必要な毒物又は劇物であって、施行規則第4条の2で定める品目に限り販売・授与できます。
3. 特定品目販売業：施行規則第4条の3で定める品目に限り販売・授与できます。

2. 登録の要件

(1) 構造設備の要件 (法第5条)

毒物劇物専用の貯蔵設備の設置

- 他の薬品等と明確に区分された、毒物劇物**専用の設備**であること。(施行規則第4条の4)
 - 施錠できる堅固な設備**であること。(施行規則第4条の4)
 - 保管庫の**固定**など、震災対策を講じること。
 - 「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の文字を**表示**すること。(法第12条第3項)
 - 盗難・紛失の対策**を講じること。(法第11条)
- ※毒物又は劇物(サンプルを含む)を直接取り扱わない場合は、貯蔵設備を設置しなくても構いません。

(2) 人の要件

・登録できない場合 (法第5条)

毒物劇物販売業の登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していないときは、登録することができません。

・毒物劇物取扱責任者の設置 (法第7条第1項)

毒物又は劇物を直接取り扱う店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければなりません。

・毒物劇物取扱責任者の要件

○資格 (法第8条第1項)

- ① 薬剤師
- ② 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- ③ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者
(試験は一般、農業用品目、特定品目の3種類があります。農業用品目の合格者は農業用品目販売業の、特定品目の合格者は特定品目販売業の責任者にのみなることができます。)

○欠格事項 (法第8条第2項、施行規則第6条の2)

- ① 18才未満の者
- ② 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ④ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

※毒物又は劇物(サンプルを含む)を直接取り扱わず、運送の手配も行わない場合は、毒物劇物取扱責任者を設置しなくても構いません。

3. 申請・各種届出

(1) 新規申請

提出書類等		記載上の注意
登録申請書		申請者が法人の場合、印は登記された代表者印を押すこと
添付書類	店舗の概要図	毒劇物の保管場所を 赤字 で明示すること
	登記事項証明書（申請者が法人の場合）	① 6ヶ月以内 に発行されたものであること ②法人の目的の中に、 毒物劇物の販売に関する業務に該当するもの があること
取扱責任者設置届		①業務の種別は、一般販売業・農薬用品目販売業・特定品目販売業の区別を記載すること ②登録番号・登録年月日は記載しないこと ③資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載すること 同項第3号に該当する場合には、試験合格の区別（一般・農薬用品目・特定品目）を併記すること
添付書類	資格証明書	薬剤師一免許証の写し（本証を持参すること） 学校卒業者一卒業証明書又は、卒業証書（指定された学科以外の卒業者は履修単位修得証明書も必要です） 試験合格者一合格証の写し（本証を持参すること）
	証書	取扱責任者が申請者（法人の場合を含む）に雇用されている場合
	診断書	①必要な診断事項があること ②診断年月日から 3ヶ月以内 のもの
	宣誓書	取扱責任者が自署 すること
申請手数料		16,900円

(2) 更新申請

提出書類等		記載上の注意
登録更新申請書		①登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載すること ②申請者が法人の場合、印は登記された代表者印を押すこと
添付書類		登録票
申請手数料		7,400円

(3) 変更届

提出書類		記載上の注意
変更届書		変更事項（氏名、住所、構造設備等）を明確に記載すること
添付書類		変更内容（ 変更前後 ）が確認できる書類

※変更が生じてから**30日以内**に提出してください。

(4) 廃止届

提出書類		記載上の注意
廃止届書		廃止の際に現に所有する毒物劇物に関する事項は必ず記載すること
添付書類		登録票

(5) 登録後に変更があった場合の手続きについて

・新規登録が必要な場合

1. 開設者に関して

- ① 経営者が変わる場合
- ② 個人から法人、法人から個人に変わる場合
- ③ 法人の対等合併により新法人を設立する場合
- ④ 法人の吸収合併により開設者となっている法人が消滅する場合
- ⑤ 会社分割により、分割をする会社の営業を新しく設立する会社に承継させる場合

2. 販売業の種類の変更に関して

毒物劇物農業用品目（特定品目）販売業から毒物劇物一般販売業へ変更する場合

3. 店舗に関して

- ① 店舗を全面改築する場合
- ② 仮店舗を設置する場合
- ③ 他の場所に移転する場合

4. その他

登録有効期間内に更新申請を行わなかった場合

※「新規登録が必要な場合」の各項目に該当する場合には、事前に保健所にご相談ください。

・変更届の提出が必要な場合

1. 開設者に関して

- ① 個人の開設者の氏名または住所が変わった場合
- ② 法人の名称または主たる事務所の所在地を変更した場合

2. 店舗に関して

- ① 名称を変更した場合
- ② 構造設備の主要部分を変更した場合
- ③ 住居表示に関する法律に基づき、地名番地等に表示変更が生じた場合

※登録票の記載事項に変更があったときには、登録票書換え交付申請ができます（有料）。

・その他

1. 毒物劇物取扱責任者が変わった場合

→毒物劇物取扱責任者変更届を提出してください。

添付書類は、毒物劇物取扱責任者設置届の添付書類と同様です。

2. 登録票を紛失した場合

→登録票再交付申請ができます（有料）。

4. 営業開始後の管理

(1) 譲渡手続き

1. 交付の制限（法第15条第1項、施行規則第12条の2の5）

【販売・授与できない相手】

- 18才未満の者
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 職業、言動、購入量などにより、使用目的が不審、安全な取り扱いに不安のある者

2. 販売時の確認事項（法第15条、施行規則第12条の2の6、第12条の3、厚生省医薬安全局長通知）

販売に際しては、個人の場合は身元の確認、法人では事業内容等の確認を行い、使用目的や使用量が適切かを確認し、慎重に対応します。

トルエン等（下記品目）については、住所・氏名を身分証明書（運転免許証等）で必ず確認し、併せて使用目的・使用日時を聞きます。確認した事項は、交付帳簿に記録して5年間保存します。

【交付時に確認の必要がある毒物劇物】

塩素酸塩類等爆発性を有する劇物、亜ヒ酸等の毒物、パラコート等の毒物劇物たる農薬、シアン化ナトリウム等の無機シアン化合物、トルエン、トルエンを含有するシンナー

3. 書面の保管（法第14条）

① 毒物劇物営業者に販売・授与する場合

下記の記載事項を書面に記載し、**5年間**保存しなければなりません。

※印は不要ですが、相手先の登録票の写しをもらう等、登録の有無を必ず確認します。

【記載事項】

- 毒物劇物の**名称**及び**数量**
- 販売・授与の年月日**
- 譲受人の**氏名**、**職業**、**住所**（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）

② 毒物劇物使用者に販売・授与する場合

上記の記載事項を記載し、**印**を押した書面（譲受書）の提出を受け、**5年間**保存しなければなりません。

【例示】

毒物及び劇物譲受書			
毒物又は劇物	名 称	塩酸	
	数 量	500ml × 1本	
販売又は授与の年月日		平成24年 4月 1日	
譲受人 （法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	氏 名	北区 太郎	
	職 業	会社員	
	住 所	東京都北区東十条2-7-3	
備 考		トイレ掃除に使用する	

※法人の場合、印は代表者印が望ましいが、担当者の職・氏名・個人印でも可

※伝票（受領書）で兼ねてもよい（“毒物劇物譲受書を兼ねる”、の文字及び、販売品目の名称の前に“医薬用外毒物”“医薬用外劇物”の文字を記載すること。）

(2) 毒物及び劇物に関する情報（MSDS：化学物質安全性データシート）の提供

毒物又は劇物を販売・授与するときには、その時まで**譲受人に対して当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければなりません。**（施行令第40条の9）

【情報提供の内容】（施行規則第13条の11）

- | | |
|--|-------------------|
| 1 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所
（法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地） | 6 漏出時の措置 |
| 2 毒物又は劇物の別 | 7 取扱い及び保管上の注意 |
| 3 名称並びに成分及びその含量 | 8 暴露の防止及び保護のための措置 |
| 4 応急措置 | 9 物理的及び化学的性質 |
| 5 火災時の措置 | 10 安定性及び反応性 |
| | 11 毒性に関する情報 |
| | 12 廃棄上の注意 |
| | 13 輸送上の注意 |

【情報提供の方法】（施行規則第13条の10）

次のいずれかの方法により、**邦文**で行います。

- 1 文書の交付
- 2 磁気ディスクの交付、その他譲受人が承諾した方法

【情報提供の免除】（施行令第40条の9、施行規則第13条の9）

○既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合

○1回につき200mg以下の劇物を販売、授与する場合

○劇物に該当する、塩酸又は硫酸を含有する液体の住宅用洗剤あるいは、DDVPを含有する衣料用防虫剤を、主として生活の用に供する一般消費者に対して販売、授与する場合

(3) 危害防止規定の作成

取り扱う毒物劇物の種類、量、使用方法は、事業所ごとに異なるため、毒物劇物によって発生する危害も異なります。事業所ごとに、実状に応じた危害防止対策をまとめ、「**危害防止規定**」を作成します。（法第11条、厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知）

危害防止規定には最低限、以下の事項を盛り込みます。

- 1 毒物劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項（例示1）
- 2 毒物劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項
- 3 毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項
- 4 毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項
- 5 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- 6 毒物劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項
- 7 その他、保健衛生の危害を防止するために遵守しなければならない事項

(4) 在庫管理（厚生省薬務局長通知）

紛失防止のため、「**毒物劇物管理簿**」（例示2）を作成し、保管している毒物劇物の数量のチェックを定期的に行います。

(5) 設備の定期点検（厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知）

設備ごとに「**点検表**」（例示3）を作成し、毒物劇物の取扱いや貯蔵に係る設備の定期点検を行います。

(6) 盗難防止

毒物劇物の盗難を未然に防ぐために、次のことに留意します。

○鍵の管理の徹底

鍵の管理者を明確にする、鍵の数量のチェックを定期的に行う、鍵を使用する際は使用簿に記載する など。

○施錠設備の種類や構造について法的な定めはありませんが、厳重な保管管理を行うためには、堅牢な保管庫とロックシステムが必要です。また、可能であればセキュリティーシステムを導入するとよいでしょう。

(7) 毒物又は劇物の廃棄について

毒物劇物の廃棄は、**定められた基準**に従って行います。

① 施行令第40条

㊦中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法により、毒物又は劇物に該当しないものとする。

①ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。

㊧可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。

②前各号により難しい場合には、地下1m以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

② 薬務局長通知「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について」により基準が定められているものについては、その方法に従います。

③ 下水道法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法など、他の法律も考慮する必要があります。

④ **自ら廃棄することが困難な場合には、知事の認可を受けた廃棄物処理業者に委託します。**

お問い合わせ：（社）東京産業廃棄物協会 03（5283）5455

※事業者から排出される産業廃棄物の処理業者を紹介しています。

医薬用外毒物劇物危害防止規定（例示 1）

（関係機関への通報体制部分）

1 目的

この規定は、当社における毒物劇物の管理責任体制を明確にすることによって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

2 当社従業員の任務

当社従業員は、この規定に定める毒物劇物の取扱い、保管管理に注意し、危害の防止に努めなければならない。

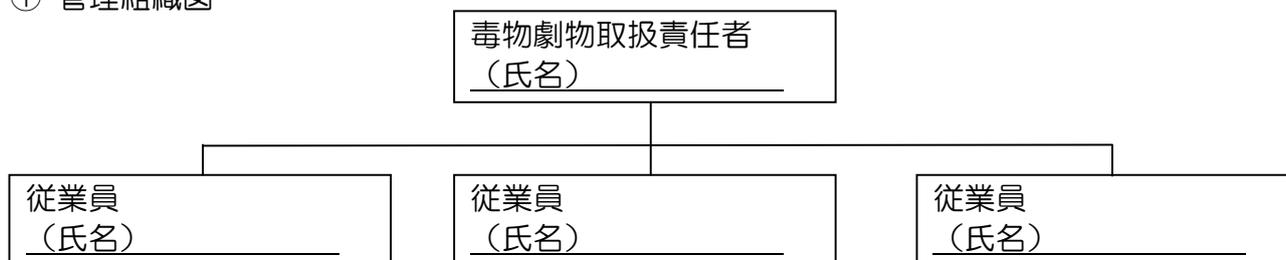
3 管理体制

（1）毒物劇物取扱責任者

毒物劇物の適正な取扱い、保管管理を確保するため毒物劇物取扱責任者を設置する。取扱責任者は、（氏名）とする。

（2）社内連絡体制

① 管理組織図

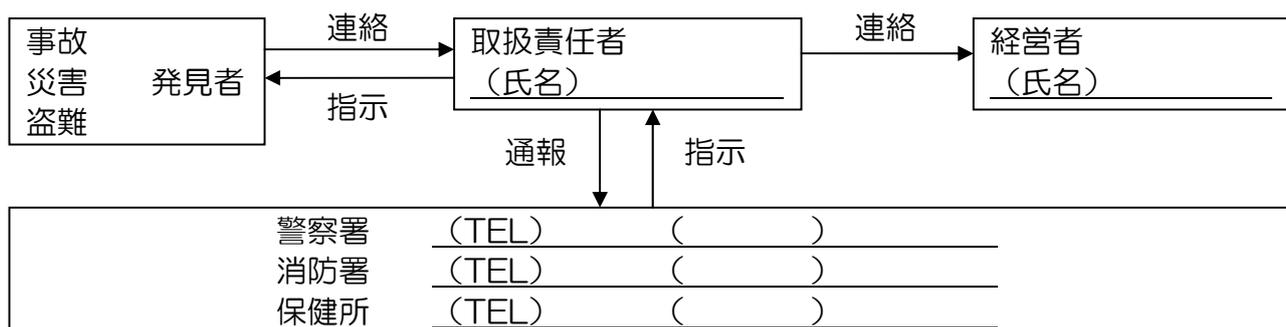


ア 取扱責任者は、毒物劇物の取扱い等に関し、必要な指示を従業員に与える。

イ 各従業員は、取扱責任者の指示に従い、必要な助言及び報告をする。

② 緊急連絡網

下記緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際に、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。



※休日、夜間の際の緊急連絡

緊急連絡先 （氏名） （TEL） （ ）
（氏名） （TEL） （ ）

毒物劇物管理簿（例示2）

毒物 劇物	品名			規格		
				単位		
年月日	仕入量	販売量	在庫量	担当者印	責任者印	備考 (仕入、販売先等)
. . .						
. . .						
. . .						

点検表（例示3）

確認事項		確認年月日	. . .	特記事項
陳列場所、 保管庫	施錠の設備			
	常時施錠されているか			
	鍵の保管状況			
	「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字			
	保管庫の固定状況			
	飛散・流出防止対策			
	他の物との区別			
	転倒防止措置			
	改修・異常事態発生時の確認			
毒物劇物	表示内容			
	容器の異常			
取扱品目毎の応急措置を定めているか				
書面	譲受書			
	交付帳簿			
廃棄の状況、方法は適正か				
その他				
確認印	担当者印			
	取扱責任者印			

表示サンプル

医薬用外毒物

医薬用外劇物

毒物劇物販売業者の手引き

平成22年1月発行

刊行物登録番号
21-1-104



発行

東京都北区保健所 生活衛生課 医薬衛生
東京都北区東十条2-7-3
電話 03 (3919) 0727